

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第3062号

平成31年3月22日金曜日 第3062号

\Diamond	目	次	\Diamond
	規	則	

指定医療機関の廃止の届出 (") 情 指定医療機関の廃止の届出 (") 情 指定医療機関の廃止の届出 (") 情 指定 医療機関 (居宅介護事業者) の指定 (") 情 指定介護機関 (居宅介護事業者) の廃止の届出 (") 情 指定介護機関 (居宅介護事業者) の廃止の届出 (") 情 指定介護機関 (居宅介護事業者) の廃止の届出 (") 情 指定介護機関 (居宅介護事業者) の廃止の届出 (") 情 北 報調査事業計画の公表 (農政課) 電 監視伝染病死生予防検査の実施 (畜産課) 電 監視伝染病の発生予防検査の実施 (畜産課) 電 監視伝染病の発生予防のための注射の実施 (") 情 保安林の指定の解除 (企本科整備課) 情 探安林の指定の解除 (企本科整備課) 非 兼用工作物の管理の方法について (道路建設課) 理 建設業者の許可の取消し (東予地方局管理課) 違路の区域変更(県道四国カルスト公園縦断線) (中予地方局人万高原土木事務所) 定 遺路の民域変更(県道四国カルスト公園縦断線) (中予地方局人万高原土木事務所) 定 遺路の供用開始 (") (") 之 道路の供用開始 (") (南予地方局大洲土木事務所) 定 企業管理局総務課) 企安委員会規則 受 関・緊急を関います。 と 公営企業管理局総務課) を 公営企業管理局総務課) な 常礼者等の告示 (公営企業管理局総務課) な 常礼者等の告示 (公営企業管理局総務課) な 常礼者等の告示 な おれる 入札告 示、 落札者等の告示 及 び 入札 公告 は、 W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の の の に 長 取 に 関 載 される 入札告 示、 落札者等 の 告示 及 び 入札 公告 は、 W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の の の に 表 で な は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の の の に 表 で な は に 関 す る 協 定 の の の に 表 で な は に 関 す る 協 定 の の の に 表 で な は に 関 す る 協 定 の の に 表 で く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の の の に 表 で は に 関 す る 協 定 の の の に 表 で く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の の に 表 で く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の の に 表 で く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の の に 表 で な に 関 で な は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の の に 表 で な に 関 で は な に 関 で な は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を な は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 を は 、 W T O に 基 づ く 政 所 が は 、 W T O に 基 づ く 政 所 は 、 W T O に 基 づ く 政 が は 、 W T O に 基 づ く 政 所 は 、 W T O に 基 づ く 政 で は か は 、 W T O に 基 づ く 政 が は 、 W T O に 基 づ く 政 が は 、 W T O に 基 づ く 政 が は 、 W T O に 基 づ く 政 が は 、 W T O に 基 づ く な が は 、 W T O に 基 づ く な が は 、 W T O に 基 づ な は 、 W T O に 基 づ く な な な は 、 W T O に 基 づ な は 、 W T O に 基	規 セマピマサービフ車巻字 小罐保険施設及びセマ小罐子院サービフ車巻字	別 ・
告示 施術機関の指定		,,
施術機関の指定		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
指定医療機関の依止の届出	告	示
指定医療機関の除止の届出 (")	施術機関の指定	(保健福祉課)1
指定医療機関の廃止の届出 (") 1 介護機関(居宅介護事業者)の指定 (") 1 介護機関(居宅介護事業者)の指定 (") 1 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出 (") 1 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出 (") 1 指定介護機関(万護予防事業者)の廃止の届出 (") 1 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出 (") 1 監視伝染病死生予防検査の実施 (震政課) 1 監視伝染病の発生予防のための注射の実施 (蛮林整備課) 1 乗用工作物の管理の方法について (道路建設課) 1 建設業者の許可の取消し (東予地方局管理課) 2 建設業者の許可の取消し (東予地方局で理課) 2 道路の区域変更(県道四国カルスト公園縦断線) (中予地方局久万高原土木事務所) 2 道路の供用開始(一般国道 441 号) (市予地方局大洲土木事務所) 2 道路の供用開始(一般国道 441 号) (南予地方局大洲土木事務所) 2 公安委員会規則 愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則 (警察本部警務課) 2 公営企業告示 落札者等の告示 (公営企業管理局総務課) 2 この 県 報 に 掲 載 される 入 札 告 示 、落 札 者 等 の 告 示 及 び 入 札 公告 は 、 W T 〇 に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の	指定施術機関の変更	(") 1
「	指定医療機関の休止の届出	(") 1
「意機関(介護予防事業者)の指定 (") 1 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出 (") 1 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出 (") 1 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出 (") 1 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出 (") 1 指銀資金事業計画の公表 (農政課) 1 監視伝染病の発生予防検査の実施 (富産課) 1 監視伝染病の発生予防のための注射の実施 (") 1 保安林の指定の解除 (森林整備課) 1 乗用工作物の管理の方法について (道路建設課) 1 建設業者の許可の取消し (東予地方局管理課) 2 建設業者の許可の取消し (東予地方局管理課) 2 道路の区域変更(県道四国カルスト公園縦断線) (中予地方局久万高原土木事務所) 2 道路の供用開始(") (") 2 道路の供用開始(") (南予地方局大洲土木事務所) 2 道路の供用開始(の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	指定医療機関の廃止の届出	(") 1
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	介護機関(居宅介護事業者)の指定	(") 1
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出	介護機関(介護予防事業者)の指定	(") 1
地籍調査事業計画の公表	指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	(") 1
監視伝染病の発生予防のための注射の実施	指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出	(") 1
監視伝染病の発生予防のための注射の実施	地籍調査事業計画の公表	(農政課)1
保安林の指定の解除	監視伝染病発生予防検査の実施	(畜産課) 1
兼用工作物の管理の方法について	監視伝染病の発生予防のための注射の実施	
建設業者の許可の取消し	保安林の指定の解除	(森林整備課) 1
道路の区域変更(県道四国カルスト公園縦断線) (中予地方局久万高原土木事務所) 2 道路の供用開始(") 2 道路の供用開始(一般国道 441号) (南予地方局大洲土木事務所) 2 公安委員会規則 愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則 (警察本部警務課) 2 公営企業告示 落札者等の告示 (公営企業管理局総務課) 2	兼用工作物の管理の方法について	(道路建設課)1
道路の供用開始(")	建設業者の許可の取消し	(東予地方局管理課)2
道路の供用開始(一般国道 441 号)	道路の区域変更(県道四国カルスト公園縦断線)	(中予地方局久万高原土木事務所)2
公安委員会規則 愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則(警察本部警務課) 2 公営企業告示 落札者等の告示(公営企業管理局総務課) 2 この 県 報 に 掲 載 さ れ る 入 札 告 示 、 落 札 者 等 の 告 示 及 び 入 札 公 告 は 、 W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の	道路の供用開始(" ")	(")2
愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則	道路の供用開始(一般国道 441 号)	(南予地方局大洲土木事務所)2
公営企業告示 落札者等の告示	公安委	員会規則
落札者等の告示	愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則	(警察本部警務課)2
この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の	公営:	企業告示
	落札者等の告示	(公営企業管理局総務課)2
		び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の
	用を受けるものである。	

規則

○愛媛県規則第8号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成11年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正 後				改	正	前		
(書類の様式) 第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げる とおりとする。				5 5	(書類の様 82条 次の とおりとす	表の左欄に掲げる	る書類の	様式は、同表	⊕の右欄に掲げ	ີ ຈ
項	左	欄	右欄		項	左		欄	右欄	
1 省略					1 省略			·		

2	省令 <u>第114条第2項</u> 、第115条第3	省略
	項、第116条第3項、第117条第3	
	項、第118条第3項、第119条第2	
	項、第120条第3項、第121条第3	
	項、第122条第3項、第123条第3	
	項、第124条第3項、第125条第3	
	項、第134条第2項、第136条第3	
	項、第138条第3項、第140条の4第	
	3項、第140条の5第3項、第140条	
	の 6 第 3 項、第140条の 7 第 3 項、第	
	140条の9第3項、第140条の10第3	
	項、第140条の11第3項、第140条の	
	12第3項、第140条の13第3項及び第	
	140条の14第3項並びに旧省令第138	
	条第2項の申請書	
3 省略		
4	省令第129条、第130条、第140条の20	指定居宅サ
	 及び第140条の21並びに旧省令第130	- ビス事業
	条及び第140条の21の申出書	者(指定介
		護予防サー
		ビス事業
		者)の特例
		<u>による指定</u>
		を不要とす
		る旨の申出
		晝 (様式第
		4号)
5	省令第130条の5及び第140条の17の	共生型居宅
	6の申出書	サービス事
		業者(共生
		型介護予防
		サービス事
		業者)の特
		例による指
		定を不要と
		する旨の申
		<u>出書</u> (様式
		第 4 号の
		2)
6 省略		

- ビス事業者(介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指 定(許可)申請書

省略					
申請	省略				
(開	連絡先	電話番号		<u>FAX番号</u>	
設)	Æ mi 70	E mail			
13	省略				
省略					

2	省令 <u>第114条第3項</u> 、第115条第3	省略
	項、第116条第3項、第117条第3	
	項、第118条第3項、第119条第3	
	<u>項</u> 、第120条第3項、第121条第3	
	項、第122条第3項、第123条第3	
	項、第124条第3項、第125条第3	
	項、第134条第2項、第136条第3	
	項、第138条第3項、第140条の4第	
	3項、第140条の5第3項、第140条	
	の6第3項、第140条の7第3項、第	
	140条の9第3項、第140条の10第3	
	項、第140条の11第3項、第140条の	
	12第 3 項、第140条の13第 3 項及び第	
	140条の14第3項並びに旧省令第138	
	条第2項の申請書	
3 省略		
4	省令第129条、第130条、第140条の20	指定居宅サ
	及び第140条の21並びに旧省令第130	<u>- ビス事業</u>
	条及び第140条の21の申出書	者の特例に
		よる指定を
		<u>不 要 と す</u>
		る旨の申出
		書
		(様式第
		4号)
5	省令第130条の5及び第140条の17の	共生型居宅
-	6の申出書	<u>ベニエル 5</u> サービス事
	. – –	<u>・ </u>
		<u>来るの内の</u> による指定
		を不要とす
		る旨の申出
		書
		<u> </u>
		 (様式
		—— (18 22 1
		2)
		- /
6 省略		

様式第1号(第2条、様式第2号、様式第6号関係) 指定居宅サ **様式第1号**(第2条、様式第2号、様式第6号関係) 指定居宅サ - ビス事業者(介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指 定(許可)申請書

省略							
申請	省略						
(開							
設)	連絡先	電話番号		FAX番号			
者							
	省略						
省略							
22 diamb							

注 省略

別紙1 訪問介護事業者の指定に係る審査事項

省略	省略						
± 114	省略						
事業	直通連絡先	直泊	通電話番号		<u>F A X 番号</u>		
///			E mail				
省略							
従業	者の職種及び員	数	省略				
省略							
適合の可否							

省略 注 省略

利用者の推定数(人)

(その2)(訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

省略			
事業所の一部	省略		
として使用さ	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>
れる事務所	且远连和儿	E mail	
省略		•	

注 省略

別紙 2 訪問入浴介護事業者・介護予防訪問入浴介護事業者の 指定に係る審査事項

省略						
+ vii/	省略					
事業	直通連絡先	直泊	通電話番号		<u>F A X 番号</u>	
			E mail			
省略						
従業	者の職種及び員	数	省略			
í	当略					
適合の可否						
利用	者の推定数(人	.)			•	
省略	省略					

注 省略

別紙3 訪問看護事業者・介護予防訪問看護事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略	省略							
	省略							
事業	直通連絡先		通電話番号	1 1	<u>F A</u>	X番·	弖	
所			E mail					
	省略			·				
省略	省略							
従業:	従業者の職種及び員数 省略							
4	2 段							

別紙1 訪問介護事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略					
+ W	省略				
事業所	直通連絡先	直通電話番号 FAX番号			
省略					
従業	者の職種及び員	数 省略			
í	当略				
_ 適合の可否					
省略					

注 省略

(その2)(訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

省略					
事業所の一部	省略				
として使用さ					
れる事務所	直通連絡先	直通電話番号	FAX	番号	
省略					

注 省略

別紙 2 訪問入浴介護事業者・介護予防訪問入浴介護事業者の 指定に係る審査事項

省略							
= 114	省略						
事業	直通連絡先	直通	通電話番号		<u>F A X 番号</u>		
省略	省略						
従業	者の職種及び員	数	省略				
省略							
適合の可否							
省略	i						

注 省略

別紙3 訪問看護事業者・介護予防訪問看護事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略							
	省略						
事業	直通連絡先	直泊	通電話番号	27	F A X 番	号	
	省略						
省略	省略						
従業者の職種及び員数 省略							
í	 当 略						

	省略	
	適合の可否	
利	用者の推定数(人)	
省	略	

(その2)(訪問看護事業・介護予防訪問看護事業を事業所所 在地以外の場所で一部実施する場合)

省略							
事業所の一部	省略						
として使用さ	直通連絡先	直通電話番号		F A X 番号			
れる事務所	且进建給九	E mail					
省略							

注 省略

別紙4 訪問リハビリテーション事業者・介護予防訪問リハビ リテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略				
	省略			
事業	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
所	且週遅給充	E mail		
	省略			
	•	•		

省略

従業者の職	理学士	療法	作業	療法	<u>言語</u> 土	聴覚	<u>医</u>	師
種及び員数	専従	兼務	専従	兼務	<u>専従</u>	兼務	専従	兼務
常勤								
(人)								
非常勤								
(人)								
利用者の推								
定数(人)								

省略

注 省略

(その2)(訪問リハビリテーション事業・介護予防訪問リハ ビリテーション事業を事業所所在地以外の場所で一部実施す る場合)

3 -∅ □ /								
省略								
事業所の一部	省略							
として使用さ	古涌;	本语物件		電話番	号	FA	X番·	를
れる事務所	直通連絡先		E	mail				
事業所の一	理学療法		作業	療法	言語聴覚		医師	
部として使	±		±		<u>±</u>		EZ HIP	
用される事								
務所のサー								
ビス提供に	市公	** ₹5	古公	¥ 75	吉公	** 75	吉公	¥ 75
当たる従業	専従	兼務	専従	兼務	<u>専従</u>	兼務	専従	兼務
者の職種及								
び員数								

省略	
適合の可否	

省略

注 省略

(その2)(訪問看護事業・介護予防訪問看護事業を事業所所 在地以外の場所で一部実施する場合)

省略				
事業所の一部	省略			
として使用さ れる事務所	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
省略				

注 省略

別紙4 訪問リハビリテーション事業者・介護予防訪問リハビ リテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)

省略				
	省略			
事業	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
	省略			

省略

従業者の職	理学士	療法	作業士	療法	<u>言語</u> 現	<u>徳覚士</u>
種及び員数	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
<u>常勤</u> <u>(人)</u>						
非常勤(人)						

省略

注 省略

(その2)(訪問リハビリテーション事業・介護予防訪問リハ ビリテーション事業を事業所所在地以外の場所で一部実施す る場合)

省略								
事業所の一部	省略							
として使用さ	+ '8 '	声 45 	± '×	高红平		_	A V T D	
れる事務所	且理》	連絡 先	旦 坦	電話番	5		A X 番号	
事務所の一	理学	療法	作業	療法		⇒転	肺 営 土	1
部として使	±		±			一品	聴覚士	
用される事								
務所のサー								
ビス提供に	丰 公	¥ ₹b	丰 🗥	¥ ₹₽	=	= <>	14. ₹b	
当たる従業	専従	兼務	専従	兼務	분	<u>享従</u>	兼務	
者の職種及								
び員数								

	常勤				
	(人)				
	非常勤				
	(人)				
省	略				

別紙5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導 事業者の指定に係る審査事項

省略								
	省略							
事業	事業 直通連絡先			番号		FAX	番号	
所			E mai	1				
	省略		·					
+= /++ ·	ナス兄党病	省略	<u>\$</u>					
	養官埋指導等の			新生士、保 看護師又 管理栄養士				
種類			· 有護師 · 看護師	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	
省略								
従業:	者の職種及で	び員数	佐 医師	歯科 医師		薬剤師	省略	
Ė	常勤 (.	人)	<u>) </u>					
_ ₫	非常勤 (人)	<u>) </u>					
利用	者の推定数	(人)	<u>) </u>					
省略								

注 省略

別紙 6 通所介護事業者の指定に係る審査事項

(その1)(1単位)

省略					
	省略				
事業所		直通電話番号		<u>F A X 番号</u>	
<u> </u>	直通連絡先	E mail			
省略		•	•		

注 省略

(その2) 省略

(その3)(通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

省略				
- NIV	省略			
事業施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
ING BX	且地注刷儿	E mail		
省略				
+ W	省略			
事業施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
IJE AX	五心 生和 儿	E mail		
省略				

	常勤			
	(人)			
	非常勤			
	<u>(人)</u>			
省				

注 省略

別紙5 居宅療養管理指導事業者・介護予防居宅療養管理指導 事業者の指定に係る審査事項

省略												
	省略											
事業	直通連絡	先	直	通電	話	番	<u>号</u>		<u>F A</u>	XΧ	番号	
省略								•				
+8 /++ -	ナス兄党病	省	略									
	する居宅療理指導等の		護	職			歯科			-	理策	2
作里共		員					生土	-		<u>有</u>	<u>ŧ</u> ±	
省略												
従業	者の職種及で	び員	数	医	師		歯科 医師	<u>薬剤</u> <u>師</u>	<u>看</u>		省略	
<u> </u>	常勤(人)									
=	作常勤(人)									
省略												

注 省略

別紙 6 通所介護事業者の指定に係る審査事項

(その1)(1単位)

省略			
事業所	省略		
<u>争耒州</u>	直通連絡先	直通電話番号	FAX番号
通所介護事 業の形態	_	一般 療養通	<u> 通所介護</u>
省略			

注 省略

(その2) 省略

(その3)(通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

省略				
± **	省略			
事業施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
省略				
± **	省略			
事業 施設	直通連絡先	直通電話番号	FAX番号	
省略	·			

別紙7 通所リハビリテーション事業者・介護予防通所リハビ リテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)(病院・診療所(1単位))

省略								
	省略							
事業	直通連絡先	直通電話番	- 号		<u>F</u>	A X 番号		
<i>I</i> 11	且心足和力	E mail						
省略								
	省略							
	管理代行者が	専省略						省
管理	任されている	場 理学療法	去土		専従	色の看護師		略
者	合(該当する	ŧ					•	
	のに を記入	し 言語聴!	覚士					
	てください。)						
省略				•				
省略								
理	里学療法士 <u>、作</u>	業療法士又	<u>ま</u> 崔	略				
1	言語聴覚士 -							
슅	 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
슅	 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
省略								

注 省略

(その1の2)(病院・診療所(2単位目以降))

省	略				
	省甲	略			
2		理学療法士 <u>、作業療法士又</u>	省略		
位		は言語聴覚士			
目		省略			
	省	略			
	省	 略			
3		理学療法士、作業療法士又	省略		
単位		は言語聴覚士			
目		省略			
	省	略			
	省甲	·····································			
4		理学療法士、作業療法士又	省略		
単位		は言語聴覚士			
目		省略			
	省	 略			

注 省略

(その2)(介護老人保健施設・介護医療院(1単位))

省	郋				
	- 112	省略			
手	業	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
"	1	且心生和儿	E mail		

注 省略

別紙7 通所リハビリテーション事業者・介護予防通所リハビ リテーション事業者の指定に係る審査事項

(その1)(病院・診療所(1単位))

省略								
	省略							
事業	直通連絡先	直通電話番号			FA	X 番号		
省略								
	省略							
	管理代行者が基	専 省略						省
管理	任されている	場						略
者	合(該当する:	も も 理学療法:	+		再従σ)看護師		
	のに を記入		-			<u> </u>		
	てください。)						
省略								
省略								
Ħ	里学療法士 <u>又は</u>	作業療法士	省	略				
<u> </u>								
슅	省略							
슅	省略							
省略								

注 省略

(その1の2)(病院・診療所(2単位目以降))

省	略						
	省	略					
2 単		理学療法士又は作業療法士 省略					
位目		省略					
	省	洛					
	省略						
3 単		理学療法士又は作業療法士 省略					
位目		省略					
	省	K K					
	省明	格					
4 単		理学療法士又は作業療法士 省略					
位目		省略					
	省	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

注 省略

(その2)(介護老人保健施設・介護医療院(1単位))

省略				
± **	省略			
事業所	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	

省略											
	省■	各									
	管 Ŧ	里代行者	省	略						省	
	<u>が</u> [専任され	և						415	略	
管理	<u>てし</u>	1る場合	理	学療法士		専従の看	護師		<u>代</u>		
煮	<u>(</u>	亥当する							行业		
	<u>も</u> (かに を	-						者	氏	
	記	入してく	_ 直	語聴覚士					<u>名</u>	名	
	<u>だ</u> る	さい。)	-								
事業月	折の	種別(記	亥当る	するもの	介	護老人	介	護	医	療	
<u> </u> 7	を記	入して・	くださ	<u> </u>	<u>保</u>	建施設	<u>院</u>				
省略											
従業者	ずの	E 6:	-	理学療法	±,	作業療	法士又	<u>í</u>	当略		省
職種及	とび	医部	p	は言語聴	覚	<u>±</u>					略
員数	省略										
省略	3										
省略											

(その2の2) 省略

別紙8 短期入所生活介護事業者・介護予防短期入所生活介護 事業者の指定に係る審査事項

(その1)(単独型の場合)

省略				
± **	省略			
事業		直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
"	且地连船儿	E mail		
省略	•			

注 省略

(その2)(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型の場合)

省略				
#	省略			
事業	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
"	且地连船儿	E mail		
省略				

注1 省略

- 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すこと。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

(その3)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の施設の場合の併設事業所型の場合)

省略				
- 111	省略			
事業	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
171		E mail		
省略				

省略														
	省	佫												
				省甲	佫								省	
												略		
管理 者	<u>が</u> !	里代行 専任さ ハる場	<u>n</u>	理言	学療	法士		宣	厚従の	看護師		代	<u>氏</u> 名	
省略			·											
従業者	ずの	左	施		理学	療法	± <u>1</u>	又	は作業	療法士	<u> </u>	当略		省
職種及	職種及び医師		нь					_						略
員数	数 省略													
省略	<u> </u>													
省略														

注 省略

(その2の2) 省略

別紙8 短期入所生活介護事業者・介護予防短期入所生活介護 事業者の指定に係る審査事項

(その1)(単独型の場合)

省略				
= **	省略			
事業			_	
所	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
省略				

注 省略

(その2)(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型の場合)

省略				
**	省略			
事業	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
省略				

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

(その3)(本体施設が特別養護老人ホーム以外の施設の場合の併設事業所型の場合)

省略				
± 114	省略			
事業所	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
省略				

別紙9 短期入所療養介護事業者・介護予防短期入所療養介護 事業者の指定に係る審査事項

省略									
	省略								
事業	直通連絡先	直通電話番	号		F	A X 番号			
<i>F</i> /1	且远廷和九	E mail							
省略			•						
事業所	「の種別(該	当省略							
する欄	する欄に を記入し ロボル に 放光しない 熱療 に								
てください。) 又は に該当しない診療所									
省略									
従業者	音の職種及び	員数(上記	又	はに	í	当略			
該当习	する場合に記.	入してくだ	さい	.)					
省	ì略								
設備基	基準上の数値	記載項目等	(上	記に	該	省略			
<u>当する</u>	る場合に記入	してくださ	۱۱ <u>.</u>)					
省	略								
建	物の構造概要	<u>更</u>							
10.供1	基準上の数値	包載項目竿	<i>(</i>	ション ランド	主花	基準上	_	適	
	5年工の <u>数値</u> 5場合に記入		-		赵	の必要数	合	<u>の</u>	
		0 0 0 0 0	• • •			<u>値</u>	可	否	
$ \ _{\lambda}$	、院患者1人	当たり最小		平方	メ	平方メ			
_	面積	4.0 7 42 3		<u> </u>		<u>- トル</u>			
						<u>以上</u>			
建	物の構造概要	<u> </u>							
省略									

注1 省略

- 2 省略
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1)~(5) 省略
- (6) 介護保険法施行規則<u>(平成11年厚生省令第36号)</u>第 114条第1項第10号に規定する誓約書
- (7)~(9) 省略
- 4 省略

別紙10 特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入 居者生活介護事業者の指定に係る審査事項

省略								
= ***	省	ì略						
事業	直通連絡先		直通電話番号			FAX	番号	
РЛ	=	. 먣 庄 和 儿	E mail					
省略	省略							
利用者	利用者 人(前年の平均値(新規の場合は推定数)					效))		
数		省略						

注 省略

別紙9 短期入所療養介護事業者・介護予防短期入所療養介護 事業者の指定に係る審査事項

省略									
***	省略								
事業	直通連絡先	直通電話番号 FAX	番号						
省略		,							
事業所	「の種別(該	省略							
	する欄に を記入し てください。) 基準適合診療所								
省略									
従業者	音の職種及び	数(上記に 省略							
該当3	よる場合に記.	してください。)							
슅	ì略								
設備基	基準上の数値	載項目等(上記 に該 省略	i						
<u>当する</u>	る場合に記入	てください。)							
省	略								
<u>3</u>	物の構造概要								
省略									

- 注1 省略
 - 2 「事業所の種別」の欄の基準適合診療所とは、介護保険 法施行規則(平成11年厚生省令第36号)附則第2条に規定 する別に厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所 をいう。
 - 3 省略
 - 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(5) 省略

 - (7)~(9) 省略
 - 5 省略

別紙10 特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設入 居者生活介護事業者の指定に係る審査事項

省略							
- NV	雀	:略					
事業所	直	[通連絡先	直通	電話番号	FAX	番号	
省略							
利用者	шк						人
数		省略					

省略					
建物の	省略				
構造概要	種	別			
	省略				
省略	•				

注 1 ~ 3 省略

- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1)~(7) 省略
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書 類
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- 5 省略

別紙11 福祉用具貸与事業者・介護予防福祉用具貸与事業者の 指定に係る審査事項

省	略						
		省略					
事業	業所	直通連絡先		直通電話番号		<u>F A X 番号</u>	
				E mail			
省	省略						
従!	業者の職	種及び員数	省	首略			
	省略						
	適 :	合の可否					
利力	用者の推	定数(人)					
省日	略						

注 省略

別紙12 特定福祉用具販売事業者・特定介護予防福祉用具販売 事業者の指定に係る審査事項

省略						
	省略					
事業所	直通連絡先	直通電話番号	FAX番号			
		E mail				
省略	省略					
従業者の職	種及び員数	省略				
省略						
	今の可否					
利用者の推定数(人)						
省略						

注 省略

別紙13 介護老人福祉施設の指定に係る審査事項

省略				
	省略			
施設				
	直通連絡先	直通電話番号	FAX番号	
		E mail		
省略				

省略			
建物の	省略		
構造概	種	別	
要	省略		
省略	•		

注 1 ~ 3 省略

- 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
- 5 省略

別紙11 福祉用具貸与事業者・介護予防福祉用具貸与事業者の 指定に係る審査事項

省略							
	省略						
事業所	直通連絡先	直通電話番号 FAX番号					
省略							
従業者の職	種及び員数	省略					
省略							
適	今の可否						
省略							

注 省略

別紙12 特定福祉用具販売事業者・特定介護予防福祉用具販売 事業者の指定に係る審査事項

省略				
	省略			
事業所	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
省略				
従業者の職種及び員数 省略				
省略				
適 f	今の可否			
省略				

注 省略

別紙13 介護老人福祉施設の指定に係る審査事項

省略			
施設	省略		
	直通連絡先	直通電話番号	FAX番号
省略			

協力	<u>名称</u>	診療科名			
	<u>名称</u>	診療科名			
713170	名称	診療科名			

注1 省略

- 2 協力歯科医療機関がある場合は、「協力病院」の欄に併せて記入すること。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(9) 省略
- (ii) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書 類

(11) 省略

4 省略

別紙14 介護老人保健施設の許可に係る審査事項

省	略													
		省略												
施討	Ž.	直通	油	4攵	4	直通	電詞	舌耆	号		F	- A X	番号	
		且應	圧	#I	7.	E mail								
省	———— 略													
介記	護老人保												理学	療法
	施設及び											부 되하	± <u>~</u>	作業
通月	所リハビ		医	師		看	護	職	員	員	Ē.	護職	療法	土又
<u>IJ</u> :	テーショ									2			<u>は言</u>	
<u>ン</u> (等の従業												覚士	
者(の職種及	省略	各											
<u>び</u>	員数													
	省略													
<u>介</u> :	護老人保	薬剤	削餌	Б	省略	i								
健力	施設及び	省												
通月	所リハビ	略												
	テーショ													
	等の従業													
	の職種及													
<u>(v.)</u>	<u>員数</u>													
	省略													
	非常勤	<u> </u>												
	(人)													
	常勤換算	<u>[</u>												
	後の人数	Ī												
	(人)													
	省略													
省	略													
<u>介</u> i	護老人保任	建施設	及	び	通所	省■	各							
	ハビリテ													
備基	基準上の	数値記	載	項	目等									
	省略													
	面積			平	方メ			平	方メ	-				
	<u>~ . ~</u>			_	トル			٢	ル以	<u>、上</u>				

注1 省略

- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(9) 省略

<u>(10)</u> 省略

3 省略

別紙14 介護老人保健施設の許可に係る審査事項

省略		
	省略	
施設	直通連絡先	直通電話番号 FAX番号
省略		
従業者の職 種及び員数		理学療法 士 <u>又は作</u> 介 護 職 看護職員 員 <u>業療法士</u> ——
	省略	
省略		
1	薬剤師 省電	各 8
従業者の職 種及び員数		
省略		
非常勤	<u>d</u>	
省略		
省略		
設備基準上	の数値記載項目	当 省略
省略		

リン者	テ· / 等(リハビ - ショ の従業 職種及 め	<u>三</u>	上、 療法	療法 作業 士 語 語	看護	職員	介護	職員	<u>医</u>	<u>師</u>			
_	,,,,	<u>~</u>	専	従	<u>兼務</u>	<u>専従</u>	兼務	<u>専従</u>	兼務	<u>専従</u>	兼務			
	常	勤	<u>b</u>											
		人)												
		常勤 人 <u>)</u>	<u>b</u>											
通			リテ	= ×	 	筆の設	 備基準	 [⊦の≇	为值記	載項日	<u></u>			
<u>@</u>		用の部			3 / t	了 07 取	用坐土	- <u>T 07 ş</u>		平2. 4只 口	<u> च</u>			
	-	の面積							<u>平</u> :	<u> 方メー</u>	トル			
省	略											-	:	í
	介	省略												
	<u>護</u>													
	<u>老</u>													
	人保	そ の	他											
	健	の費用	<u>刊</u>											
	施													
	設													
		営業	<u>日</u>	旦	月 2	火 水	木 章	童生		一の他生				
							Щ		\vdash	∄の休Ⅰ	3			
<u>主</u>				平	<u>時</u> から		土丨	時 分			<u> 分</u>			
過	通 <u>所</u>	営業	時	旦		<u>時</u> まで	曜	<u>ら 時</u> 分まで	1		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		'	-
示	<u>"</u>	間		(備考〕	<u> </u>							'	
事	<u>/</u>					_							-	
項	<u>ビ</u>	利用	定								1			
	<u>リ</u> テ	員									스			
	<u></u>	利用	料	<u>法</u>	定代	理受	領分							
	<u>シ</u>			<u>法</u>	定代理	₹受領:	分以外							
	<u>=</u>	その												
	ン 等	の費用	1											
	크	通常		Ŀ				-	_		-			
		事業実施		(備考)_								
		ᆫᄌ		1								1 1	- 1	

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) ~ (10) 省略
- (11) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書 類

(12) 省略

4 省略

別紙15 介護医療院の許可に係る審査事項

	<u>積</u>	<u>平方メ</u> <u>ートル</u>	<u>平方メー</u> <u>トル以上</u>	
省略	省略			
主 掲 事	そ <u>費</u> 用	<u>o</u>		

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) ~ (10) 省略
 - <u>(11)</u> 省略
- 4 省略

別紙15 介護医療院の許可に係る審査事項

愛

	省略								
施設	古诵	連絡:	先	直通電話番号			<u>F A X 番号</u>		
		λ± //μ .	,,	E	mail				
省略									
介護医療院	9	手師	í	当略					
及び通所リ	省略								
<u>ハビリテー</u>									
<u>ション等の</u>									
従業者の職									
種及び員数									
省略									
	理学	療	省	略					
介護医療院	法士								
及び通所リ	作業	<u>療</u>							
<u>ハビリテー</u>	法士	<u>又</u>							
<u>ション等の</u>	は言	語							
従業者の職	聴賞	生		1					
種及び員数	省								
	略								
省略									
非常勤	2								
(人)									
常勤換算	<u> </u>								
後の人数	<u>z</u>								
(人)									
省略									
 省略									
介護医療院	——— 及び通	所リ	ハピ	省			Τ		
リテーショ									
上の数値記				-					
省略	1								
		平	方メ		平	 方メ <i>ー</i>			
							-		
面積			トル	<u>.</u>		ル以上	<u>:</u>		
画積 通所リハ	理		T	<u>.</u>		<u>ル以上</u>	-		
	· _	_	法	<u>.</u>		ル以上			
通所リハ		学療	<u>法</u> 業	-			職員	<u>医</u>	師
通 所 リ ハ	+ - - - - - - - - -	学療法	法 業 又	-	<u> </u>			<u>医</u>	師
通 所 リ ハビ リ テ ーション等	士 療 は	学療法	法 業 又	-	<u> </u>			<u>医</u>	<u>師</u>
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 等 の 従 業 者	士 療 は	学療法法言士	法 業 又 穂	-	<u> </u>			医 専従	師兼
通 所 リハ ビリテー ション等 の 従 雅 種 及	土療は覚	学療法法言士	法 業 又 穂	看護	下 財員	介護	職員		<u> </u>
通所 リハ ビリョン 業 の職種 び員数	土療は覚	学療法法言士	法 業 又 穂	看護	下 財員	介護	職員		<u> </u>
通所リハビッコン等の の職種 び員数	土療は覚専	学療法法言士	法 業 又 穂	看護	下 財員	介護	職員		<u> </u>
通 所 リハ ビリョン 業 の 職 種 及 び員数 常 (人)	土療は覚専	学療法法言士	法 業 又 穂	看護	下 財員	介護	職員		<u> </u>
通所リハビリテーション等の従種及び員数 常(人) 非常	土療は覚事がか	学療法法言士兼	法業又 穂 務	看護	兼務	介護 <u>専従</u>	兼務	専従	兼系
通所リハビシのの戦力を発生を表する。 ののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学療法法言士兼	法業又 穂 務	看護	兼務	介護 <u>専従</u>	兼務	専従	兼

省略			
	省略		
施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>
省略			
	医師	省略	
<u>従業者の職</u> 種及び員数			
省略			
従業者の職種及び員数	法士 <u>又</u> は作業 療法士	略	
省略			
非常勤(人)	<u>n</u>		
省略			
省略			
<u>設備基準上</u> <u>等</u>	の数値記載項目	省略	
省略			
面積	平方 <i>;</i> 一ト <i>)</i>		
当略			

	<u>介</u>	省	略												
	護														
	<u>医</u>	そ	の	他											
	療	<u>の</u>	費用	1											
	<u>院</u>														
			лк		旦	月	火	水	本	金	土	<u>祝</u>	そ(の他年	
		芦	業										間(の休日	
						<u>B</u>	寺	分	<u>.</u>	B	· 5	E	曜	時	分
±	通				平	<u>から</u>	ò	<u>時</u>	土	から	5 1	<u> </u>	ス <u>は</u>	<u>から</u>	時
エ	所		業	<u>時</u>	旦	_ 5	また	で	曜	_ 5	まな	<u>··</u> <u>初</u>	日5	分言	きで
掲	<u>IJ</u>	間			(備考)								
示	<u>//</u>														
事	ビ	利	用	定											
項	<u>၂</u>	<u>員</u>													스
	テー	4 11	用	料	<u>法</u>	定(代理	見 受	領	分					
	ニ シ	<u>₩</u>	н	<u> </u>	法:	定代	理员	そ領	分以	人外					
	=	そ	の	他											
	<u>ン</u>	<u>の</u>	費用	1											
	等	通	常	の	_					_		_		_	
		事	業	の	(備考	()							1	
		実	施	地			_								
		域													
省	略														

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(10) 省略
 - (11) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書 類
 - (12) 省略
- 4 省略

様式第2号(第2条関係) 指定居宅サービス事業者(介護保険施 **様式第2号**(第2条関係) 指定居宅サービス事業者(介護保険施 設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)更新申請書

省略			
申請	省略		
(開	連絡先	電話番号	<u>F A X 番号</u>
設)	Æ MQ 70	E mail	
者	省略		
省略			

注 省略

別紙 介護療養型医療施設の指定の更新に係る審査事項(総括 表)

省略				
	省略			
施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
	且地连船儿	E mail		
省略				

注 省略

	省略	
主 掲 事	<u>その他の</u> の用	
省略		

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(10) 省略

(11) 省略

4 省略

設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)更新申請書

省略				
申請	省略			
(開設)	連絡先	電話番号	<u>F A X 番号</u>	
者	省略			
省略				

注 省略

別紙 介護療養型医療施設の指定の更新に係る審査事項(総括 表)

省略				
	省略			
施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
省略				
注省	略			

付表 介護療養型医療施設の概要

(その1)(療養病床を有する病院又は診療所の場合)

省略				
	省略			
施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
		E mail		
省略				

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1)~(8) 省略
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書 類
- (10) 省略
- 4 省略

(その2)(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合)

省略				
	省略			
施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>FAX番号</u>	
	且远廷和九	E mail		
省略				

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1)~(8) 省略
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書 類
- (10) 省略
- 4 省略

防サービス事業者)の特例による指定を不要とする旨の申出書

指定居宅サービス事業者(指定介護予防サービス事業 者)の特例による指定を不要とする旨の申出書 省略

省略

注 省略

様式第4号の2(第2条関係) <u>共生型居宅サービス事業者(共生</u> **様式第4号の2**(第2条関係) <u>共生型居宅サービス事業者の特例</u> 型介護予防サービス事業者)の特例による指定を不要とする旨の 申出書

共生型居宅サービス事業者(共生型介護予防サービス事 業者)の特例による指定を不要とする旨の申出書

省略

省略 注 省略

樣式第6号(第3条関係) 指定事項等変更届出書

省略		
省略		
17	利用者、入院患者又は入所者の定員	
省略		

付表 介護療養型医療施設の概要

(その1)(療養病床を有する病院又は診療所の場合)

省略				
	省略			
施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
省略				

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(8) 省略

(9) 省略

4 省略

(その2)(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合)

省略				
	省略			
施設	直通連絡先	直通電話番号	<u>F A X 番号</u>	
省略				

注1・2 省略

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 省略
- 4 省略

様式第4号(第2条関係) 指定居宅サービス事業者(指定介護予 │様式第4号(第2条関係) 指定居宅サービス事業者の特例による 指定を不要とする旨の申出書

> 指定居宅サービス事業者の特例による指定を不要とする 旨の申出書

省略

省略

注 省略

による指定を不要とする旨の申出書

共生型居宅サービス事業者の特例による指定を不要とす る旨の申出書 省略 省略

注 省略

樣式第6号(第3条関係) 指定事項等変更届出書

省略		
省略		
17	入院患者又は入所者の定員	
省略		

	<u>20</u>	併設する施設の	の概要				20	/∺≒n at z túc≐n/	の概画			
	<u>21</u>	介護支援専門員	員の氏名及び-	その登録番号			<u>20</u>	① 併設する施設の概要 				
	省略						省略					
	注 省略						注省	略				
樣	式第 7	号 (第3条関係) 廃止(休	:止・再開)届出書		梼	式第7	号 (第3条関係) 廃止(休	止・再開)届出書		
	省略						省略					
	省略 省略 事業所又は施設								省略			
	. <u>.</u>						1					

 事業所又は施設
 新在地

 サービスの種類
 省略

注 省略

省略	
事業所又は施設 所在地	
省略	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則様式第1号及び様式第2号の規定による書類は、それぞれ改正後の指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則様式第1号及び様式第2号の規定による書類とみなす。

- m - m, a - m - m, a

注 省略

○愛媛県規則第9号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

使 用 料 区分種別 細 単位 金 額 備考 技術 機械 1~20 省略 開発 金属 関係 用機 21 省略 器 22 省略 23 軟 X 線撮影装置 1 時間 1 ,400円 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略 30 省略 31 省略 32 省略 33 省略

			使		用	料			
区分	種別		細	別		単位	金	額	備考
技術	機械	1 ~	- 20 省略	봌					
開発	金属	21	恒温恒温	显器		1時間	<u>7:</u>	50円	
関係	用機器	22	省略						
	THE STATE OF THE S	<u>23</u>	省略						
		<u>24</u>	軟X線指	最影為	装置	1 時間	1 ,6:	20円	
		<u>25</u>	省略						
		<u>26</u>	省略						
		<u>27</u>	省略						
		<u>28</u>	省略						
		<u>29</u>	省略						
		<u>30</u>	省略						
		<u>31</u>	省略						
		<u>32</u>	省略						
		<u>33</u>	省略						
		<u>34</u>	省略						

/击

⊞

					35	エンジン脱着システ	1 時間	540円	Ī
					<u>_\</u>		<u> </u>		
					36	四輪アライメント計	1 時間	540円	Ī
					<u>測</u>	システム			
						制動力、速度計、サ	1 時間	540円	
						<u>ドスリップ、ヘッド</u> イト光軸計測システ			
					<u></u>				
						操舵力角計測システ	1 時間	430円	
					<u> </u>				
	34 省略				<u>39</u>	省略			İ
					40	3 D スキャナ	1 時間	<u>430円</u>	İ
	35 省略				<u>41</u>	省略			1
	36 省略				<u>42</u>	省略			
	37 省略				<u>43</u>	省略			1
	38 省略				44	省略			1
	39 省略				<u>45</u>	省略			
	40 省略				<u>46</u>	省略			
電子	1~6 省略					6 省略			
用機				用機	7	可変抵抗器	1 時間	540円	
器				器	8	標準コンデンサーセ	1 時間	540円	
					<u> </u>	<u> </u>			
	<u>7</u> 省略				9	省略			
	<u>8</u> 省略				<u>10</u>				
	<u>9</u> 省略				11				
	<u>10</u> 省略				12				
	11 省略				<u>13</u>				
	<u>12</u> 省略				14				
	13 省略				<u>15</u>				
						ミリ波ネットワーク	1時間	<u>430円</u>	
					17	<u>ナライザー</u> 			
	<u>15</u> 省略				18				
	<u>16</u> 省略				<u>19</u>				
	<u>17</u> 省略				20				
	18 省略				21				
	19 省略				22				
	20 省略				23				
	21 省略				24				
						車載用データ収録解	1 時間	<u>430円</u>	
						システム			
	22 省略				<u>26</u>	省略			
	23 省略				<u>27</u>	省略			
	24 省略				28	省略			
					29				4

		平成31年3月22日			76	•	不	HX			第30	JZ 5	
		26 省略							30	省略			
										省略			
									32	省略			
	省略							省略					
省略							省略						
窯業	省略						窯業	省略					
BB /T		1~19 省略					関係		1 ~	19 省略			
	用機									バッチ式微粉砕機	1 時間	1 ,620円	
	器	20 省略						器		省略		<u>. /02013</u>	
		<u>21</u> 省略								省略			
		<u> </u>								湿式プレス成形機	1 時間	540円	
		22 省略								省略		24013	
		23 省略								省略			
		24 省略								省略			
		25 省略											
		<u>25</u> 自哈 <u>26</u> 省略								省略			
		27 省略								省略			
		28 省略								省略			
		29 省略								省略			
		30 省略								省略			
		31 省略								省略			
		<u>32</u> 省略							34	省略			
		33 省略							<u>35</u>	省略			
		34 省略							<u>36</u>	省略			
		35 省略								省略			
		36 省略							38	省略			
		37 画像解析システム	1 時間	430円									
省略							省略						
紙産	省略						紙産	省略					
業関	紙加	1~7 省略					業関	紙加		7 省略			
係	工用						係	工用	8	燃糸機	1 時間	540円	
	機器	8 省略						機器	9	省略			
		9 省略							<u>10</u>	省略			
		10 省略							<u>11</u>	省略			
		11 省略							<u>12</u>	省略			
		12 省略							<u>13</u>	省略			
		13 省略							<u>14</u>	省略			
	物理							物理	1	伸縮度試験機	1 時間	1 ,830円	
	試験							試験	2	省略			
	用機	2 省略						用機	3	省略			
	器	3 省略						器		省略			
		_ <u>4</u> _ 省略				+ $ $ $ $				省略			
									6				

ম্	平成31年3月22日	愛	媛	£ J	果	報			第306	52号	
[8	省略			
							9	省略			
 								省略			
								省略			
	<u> </u>						12	省略			
- 1 ⊢	<u>12</u> 省略							省略			
	<u> </u>						14	省略			
	<u> </u>						15	省略			
								省略			
							17	 省略			
	<u> </u>						18	省略			
	<u> </u>							省略			
H							20	省略			
- 1 ⊢								省略			
	<u> </u>							省略			
- 1 ⊢								省略			
 								省略			
								省略			
 								省略			
- - -								省略			
- ⊢	<u></u>							省略			
- 1 ⊢	<u></u>							省略			
							_	省略			
	<u> </u>						_	省略			
 	<u> </u>							省略			
- 1 ⊢								省略			
						化学		2 省略			
試験								ホモミキサー	1 時間	540円	
用機	<u>3</u> 省略					用機		 省略			
│器 ├						器		省略			
 								省略			
- - -								省略			
- 1 ⊢	<u>7</u> 省略							省略			
								省略			
 	<u> </u>							省略			
 	<u> </u>							省略			
	<u> </u>						_	省略			
	<u> </u>							省略			
								省略			
								省略			
 	15 省略							省略			
	<u> </u>						_	省略			
	<u> </u>							省略			
- 1 ⊢								省略			

	十八八十八月22日			
	19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	_			
	24 省略			
	25 省略			
	<u>26</u> 省略			
	27 省略			
	<u>28</u> 省略			
	29 省略			
	30 省略			
	31 省略			
	32 省略			
	33 省略			
	34 省略			
	35 省略			
	36 省略			
	37 省略			
	38 省略			
	39 省略			
	40 省略			
	41 クロスセクションポ	1 時間	<u>750円</u>	
	<u>リッシャ</u>			
	42 凍結乾燥機	1 時間	430円	
省略				

手 数 料省略

	<u>20</u>	省略		
	<u>21</u>	省略		
	22	省略		
	23	省略		
	<u>24</u>	省略		
	<u>25</u>	省略		
	26	省略		
	<u>27</u>	省略		
	28	省略		
	<u>29</u>	省略		
	30	省略		
	<u>31</u>	省略		
	<u>32</u>	省略		
	33	省略		
	<u>34</u>	省略		
	<u>35</u>	省略		
	<u>36</u>	省略		
	<u>37</u>	省略		
	<u>38</u>	省略		
	<u>39</u>	省略		
	<u>40</u>	省略		
	<u>41</u>	省略		
省略				

注 省略

手 数 料 省略

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収した使用料については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第219号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、 施術機関を次のように指定した。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の氏名		氏名	施術機関の住所	指定年月日		
į	藤	井	_	希	今治市波方町郷乙415 - 126	平成31年2月1日

○愛媛県告示第220号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により

指定した施術機関の氏名及び住所が、次のように変更された。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の氏名	施術機関の住所	変更年月日	
(変更後) 八 雲 凌 子	(変更後) 喜多郡内子町平岡甲471	₩#24Æ 2 ₽42₽	
(変更前) 和 氣 凌 子	(変更前) 大洲市徳森2716 - 1	平成31年3月12日	

○愛媛県告示第221号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称		関の名称 医療機関の所在地		休止年月日		
牧	野	皮	フ	科	八幡浜市広瀬二丁目1番 43号	平成31年 2 月23日

た医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称			3称		医療機関の所在地	廃止年月日	
村	上	歯	科	医	院	今治市波方町郷乙408 - 11	平成31年2月1日

○愛媛県告示第222号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定し

○愛媛県告示第223号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	指定年月日
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	14 化 4 万 口
株式会社こもれび	西条市小松町大頭甲118番地 2	デイサービスこもれび	西条市小松町大頭甲118番地 2	平成30年 9 月 1 日
有限会社 レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551 番地 1	介護付有料老人ホーム 虹の森	北宇和郡松野町松丸大字552 番地	平成31年2月1日

○愛媛県告示第224号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護 予防事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
	所 在 地	名 称	所 在 地	14 足 平 万 口
有限会社 レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551 番地 1	介護付有料老人ホーム 虹の森	北宇和郡松野町松丸大字552 番地	平成31年 2 月 1 日

○愛媛県告示第225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介言	獲事業を行う事業所	- 廃止年月日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	第
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	グループホーム陽だまり	新居浜市郷三丁目16番40号	平成31年1月8日

○愛媛県告示第226号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	廃止に係る介護予院	方事業を行う事業所	廃止年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	展 正 牛 月 日
社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	グループホーム陽だまり	新居浜市郷三丁目16番40号	平成31年1月8日

○愛媛県告示第227号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成30年度の事業計画を、平成31年3月5日次のとおり定めた。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

	<i>5</i> =	₹媛県知事 中 村 F	時
調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
	内宮地区の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査
	勝岡地区の一部	"	"
	藤野地区	<i>II</i>	"
	城山地区	<i>II</i>	"
	西垣生地区(北部)	"	"(概況調査)
	馬木地区の一部	平成31年3月31日まで	地籍調査
松山市	和気地区	"	"
та щ п	南吉田地区の一部	<i>II</i>	"
	恩地地区	"	"
	大井野地区	<i>II</i>	"
	上総地区	"	"
	水口地区	"	"
	西垣生地区(南部)	平成32年 3 月31日まで	"
	玉谷地区	<i>II</i>	"
	衣 干 町、北 鳥 生 町、土橋町、横田 町の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査
	広紹寺町の一部	"	"
	石橋町、土橋町の 一部	"	"
今 治 市	広紹寺町、石橋町、立花町、郷六ヶ内町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町、土橋町、北鳥生町の一部	平成31年3月31日まで	n
	立花町、郷本町、 郷六ヶ内町、郷新 屋敷町、北鳥生町 の一部	平成31年3月20日まで	ıı .
	立花町、河南町、 郷本町、八町西、 広紹寺町の一部	平成32年3月31日まで	"
	下畑地の第8	平成31年3月20日まで	地籍調査
	高串の第1	"	"
	高串の第2	"	"
	下畑地の第9	"	"
宇和島市	高串の第3	<i>II</i>	"
	高串の第4	<i>II</i>	"
	下畑地の第10	平成32年3月31日まで	"
	高串の第5	<i>II</i>	"
	高串の第6	<i>II</i>	"
	日土町 5番耕地の 一部	平成31年 3 月20日まで	地籍調査
	向 灘・北 浜 一 丁 目・大平の一部	"	"
	八幡浜の一部(新町、松本町など)	"	"(概況調査)
八幡浜市	日土町5・8番耕地の一部	平成31年3月31日まで	地籍調査
	古町・広瀬・大谷 口の一部	11	"
	日土町 5 番耕地の 一部	平成32年 3 月31日まで	"
	白浜地区の一部	"	"

	大生院戸屋鼻の一 部	平成31年3月20日まで	地籍調査
	東田の一部、光明 寺の一部	平成31年3月31日まで	"
新居浜市	船木坂ノ下、長野 の一部	"	ıı .
	観音原の一部	"	"
	弟地、筏津、保土 野の一部	"	"
	氷見の一部	平成31年3月31日まで	地籍調査
西条市	中野の一部、黒瀬 の一部	平成31年3月20日まで	"
	荒川の一部、黒瀬 の一部	平成32年3月31日まで	"
	沖浦第5計画区	平成31年3月31日まで	地籍調査
	宇津第2計画区	<i>II</i>	"
大洲市	宇津第3計画区	"	"
大 洲 市 	沖浦第 6 計画区	"	"
	宇津第4計画区	"	"
	宇津第 5 計画区	平成32年3月31日まで	"
	金生町山田井9	平成31年3月20日まで	地籍調査
	川滝町下山・領家 4	"	"
	土居町上野 9	平成31年3月31日まで	"
	富郷町豊坂 1	"	"
四国中央市	川滝町下山・領家 3	"	"
	富郷町寒川山3	"	"
	金生町山田井10	<i>II</i>	"
	川滝町下山・領家 5	平成32年3月31日まで	<i>II</i>
	筒井、北黒田の一 部	平成31年3月20日まで	地籍調査
松前町	筒井、浜、北黒田 の一部	"	"
	浜(新立)第1地区	平成32年3月31日まで	11

○愛媛県告示第228号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、プルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

- 2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施 する区域
- (1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で	
飼育している雄牛及びこれと同一施設内	国 于 田
で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 で飼育しているその他の牛 2 その他知事の指定する牛	県下一円

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	東温市、伊予市、伊予郡、 上浮穴郡、大洲市、喜多郡、八幡浜市、西宇和郡、 北宇和郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	大洲市、喜多郡、八幡浜 市、西宇和郡、西予市 (城川町に限る)、宇和 島市、北宇和郡
3 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 で飼育しているその他の牛 4 その他知事の指定する牛	県下一円

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症	
対策特別措置法第6条第1項に基づく届出	県下一円
の対象となるもの。ただし、同法同条第2	נו יו א
項ただし書きに該当するものを除く。	

(5) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で 飼育している鶏	県下一円

(6) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又は その死体の範囲	実施する区域	
知事の指定する家畜	県下一円	

3 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号) に定める方法
- (2) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢) 急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病

知事の指定する方法

○愛媛県告示第229号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定 に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施す る。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

2 実施の期日

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法ワクチン接種法

○愛媛県告示第230号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 四国中央市金田町金川字荒神山乙567の9、乙567の10
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第231号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定により、道路と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦 覧に供する。

平成31年 3 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 道路の種類及び路線名
 - 一般国道378号
- 2 他の工作物の名称

高野川漁港海岸保全施設

3 兼用工作物の位置

伊予市双海町高野川字西組甲330番地先から同字成組甲215番地 先まで

4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所

海岸管理者 伊予市長 武智 邦典

住所 愛媛県伊予市米湊820番地

道路管理者 愛媛県知事 中村 時広

住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

5 管理の内容

- (1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。
- (2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者がこれを

行うものとする。

- ー もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
- 二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者
- (3) 前2項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間

平成31年3月22日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を 廃止する日まで

○愛媛県告示第232号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 27)第15741号	平成27年 5 月13日	(有)真建設	大久保真由美	今治市高地町 2 - 甲1845 - 2	平成31年 2月7日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 28)第12264号	平成28年 6月18日	(有)永江建設	永江 周介	今治市徳重270 - 3	平成31年 2月19日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道		上巡空和方下宣传町开公2100来地		旧	メートル 9.7~14.1	キロメートル 0.068	
宗 追	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷8100番地		新	6 9~14 .1	0 .068	

○愛媛県告示第234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	四国カル	スト公	園縦断線	上浮穴郡久乃	万高原町西 名	谷8100番地					平成31年 3 月22日

○愛媛県告示第235号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成31年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		441号		大洲市松尾701: 同市松尾707番	_						平成31年 3 月22日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察組織規則の一部改正)

を補佐し、部下職員を指揮監督する。

2・3 省略

(警備部の分課)

第1条 愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規	定に下線で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 省略	第1章 省略
第2章 組織	第2章 組織
第1節 省略	第1節 省略
第2節 警察本部	第2節 警察本部
第 1 款 分課(第21条 <u>第56条</u>)	第 1 款 分課(第21条 <u>第55条</u>)
第 2 款 警察学校(<u>第57条</u>)	第 2 款 警察学校(<u>第56条</u>)
	第3款 部の附置機関(第57条)
<u>第 3 款</u> 省略	<u>第 4 款</u> 省略
<u>第 4 款</u> 省略	<u>第 5 款</u> 省略
第3節・第4節 省略	第3節・第4節 省略
第3章 省略	第3章 省略
(監察官室長)	(監察官室長 <u>及び外事対策室長</u>)
第6条 監察官室に、室長を置き、警視の階級にあ	第6条 監察官室 <u>及び外事対策室</u> に、室長を置き、警視の階級にあ
る警察官をもって充てる。	る警察官をもって充てる。
2 省略	2 省略
(次長)	(次長)
第10条 課 <u>及び監察官室</u> に、次長を置き、警視若しく	第10条 課 <u>、監察官室及び外事対策室</u> に、次長を置き、警視若しく
は警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。	は警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。
2 次長は、課又は監察官室 の総括的運営について課	2 次長は、課、監察官室又は外事対策室の総括的運営について課
長又は監察官室長 を補佐し、部下職員を指揮監督	長 <u>、監察官室長又は外事対策室長</u> を補佐し、部下職員を指揮監督
する。	する。
(管理官等)	(管理官等)
第13条 課、監察官室 <u>及び科学捜査研究所</u> (以下「課	第13条 課、監察官室 <u>、科学捜査研究所及び外事対策室</u> (以下「課
等」という。)に、管理官及び調査官(以下「管理官等」とい	等」という。)に、管理官及び調査官(以下「管理官等」とい
う。)を置くことができる。	う。)を置くことができる。
2 · 3 省略	2 · 3 省略
(課長補佐等、指導官及び副参事)	(課長補佐等、指導官及び副参事)
_	第14条 課に課長補佐、班長又は副班長(以下「課長補佐等」とい
う。)を、監察官室に室長補佐を置き、警部の階	う。)を、監察官室 <u>及び外事対策室</u> に室長補佐を置き、警部の階
級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長補佐等及び室	級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長補佐等及び室
長補佐は、担当事務について課長又は監察官室長	長補佐は、担当事務について課長、監察官室長又は外事対策室長

を補佐し、部下職員を指揮監督する。

2・3 省略

(警備部の分課)

第52条 警備部に、次の3課及び1隊を置く。

公安課

警備課

外事課

機 動 隊

(公安課)

第53条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) (2) 省略
- ③ 警備犯罪の取締りに関すること(外事課 の所掌に属する ものを除く。)。
- (4) 警備情報(外事課 の所掌に属するものを除く。以下この 号において同じ。)の収集、整理その他警備情報に関するこ
- (5)・(6) 省略

(外事課)

第55条 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係る実態把握に関する企画、調査及び調整に関する こと。
- (2) 外国人に係る警備犯罪の取締りに関すること。
- (3) 外国人に係る警備情報の収集、整理その他警備情報に関する こと。
- (4) 外国人に係る犯罪情報及び捜査に関すること。
- (5) 外国人に係る犯罪捜査に対する協力及び支援に関すること。

第56条 省略

第57条 省略

第3款 省略

(ICT高度化推進室)

第59条の2 情報管理課に、ICT高度化推進室を附置する。

- 2 ICT高度化推進室は、第24条第1号及び第3号の事務をつか 2 IT化対策推進室 は、第24条第1号及び第3号の事務をつか さどる。
- 3 ICT高度化推進室に、室長を置き、警部の階級にある警察官 │ 3 IT化対策推進室 に、室長を置き、警部の階級にある警察官 又は一般職員をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、ICT高度化推進室の事務を掌理 4 室長は、上司の命を受け、IT化対策推進室 の事務を掌理 し、部下職員を指揮監督する。

第4款 省略

第52条 警備部に、次の2課及び1隊を置く。

公安課

警備課

機動隊

(公安課)

第53条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- ③ 警備犯罪の取締りに関すること(外事対策室の所掌に属する ものを除く。)。
- (4) 警備情報(<u>外事対策室</u>の所掌に属するものを除く。以下この 号において同じ。)の収集、整理その他警備情報に関するこ
 - (5)・(6) 省略

第55条 省略

第56条 省略

第3款 部の附置機関

(外事対策室)

第57条 警備部に、外事対策室を附置する。

- 2 外事対策室においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 外国人に係る実態把握に関する企画、調査及び調整に関する こと。
 - (2) 外国人に係る警備犯罪の取締りに関すること。
 - (3) 外国人に係る警備情報の収集、整理その他警備情報に関する
 - (4) 外国人に係る犯罪情報及び捜査に関すること。
 - (5) 外国人に係る犯罪捜査に対する協力及び支援に関すること。

第4款 省略

(IT化対策推進室)

第59条の2 情報管理課に、IT化対策推進室 を附置する。

- さどる。
- 又は一般職員をもって充てる。
- し、部下職員を指揮監督する。

第5款 省略

(愛媛県警察職員の定数に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県警察職員の定数に関する規則(昭和41年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後		改	正	前
(組織別定数)				(組織別定数)			

室、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警 じて、公安委員会が定める。

第2条 職員の組織ごとの定数は、愛媛県警察本部の課、監察官 第2条 職員の組織ごとの定数は、愛媛県警察本部の課、監察官 室、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警 察隊及び機動隊 、警察学校並びに警察署の区分に応 察隊、機動隊及び外事対策室、警察学校並びに警察署の区分に応 じて、公安委員会が定める。

(警察教養規則施行細則の一部改正)

第3条 警察教養規則施行細則(平成6年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 止 後	改 止 前				
(愛媛県警察本部教養課長の責務)	(愛媛県警察本部教養課長の責務)				
第4条 愛媛県警察本部教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛	第4条 愛媛県警察本部教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛				
県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、機動捜査隊	県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、機動捜査隊				
長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長	長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長 <u>、機動隊長及び外事対</u>				
、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)	<u>策室長</u> 、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)				
と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければ	と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければ				
ならない。	ならない。				

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。 平成31年3月22日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
感染性廃棄物処理業務委託(処分) 約4 800 000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成31年 2 月27日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番 地 1	9 504円 (1リットル)	一般競争入札	平成31年 1 月11日

平成31年3月22日 発行 203